

行政手続部会 議事概要

1. 日時：平成31年4月23日（火）9:58～11:47
2. 場所：合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）高橋滋（部会長）
 - （専門委員）佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、八剣洋一郎
 - （事務局）窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官
 - （政府）奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官
 - （ヒアリング出席者）
 - 経済産業省：新居経済産業政策審議官（経済社会政策担当）
 - 経済産業省：中野商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長
 - 経済産業省：吉田商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長補佐
 - 経済産業省：岩松貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長
 - 経済産業省：徳増製造産業局化学物質管理課長
 - 経済産業省：下出製造局素材産業課アルコール室室長補佐
 - 経済産業省：亀山製造産業局生活製品課企画官
 - 経済産業省：後藤産業保安グループ保安課長
 - 経済産業省：中村資源エネルギー庁電力・
ガス事業部電力基盤整備課課長補佐
 - 経済産業省：杉山資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部新エネルギー課
再生可能エネルギー推進室長
 - 経済産業省：畑下資源エネルギー庁資源・
燃料部燃料政策企画室課長補佐
 - 経済産業省：下村資源エネルギー庁資源・
燃料部燃料政策企画室課長補佐
 - 経済産業省：田上中小企業庁事業環境部企画課長
 - 経済産業省：小山中小企業庁経営支援課長
 - 経済産業省：野原大臣官房会計課長
 - 経済産業省：今里大臣官房会計課政策企画委員
 - 総務省：渡邊地域情報政策室課長補佐

4. 議題：

(開会)

1. 関係省庁からのヒアリング

- ・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

(経済産業省からヒアリング)

2. 関係省庁からのヒアリング

- ・重点分野「補助金の手続」

(経済産業省、総務省からヒアリング)

(閉会)

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間より、若干前でございますが、お見えでございますので、「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、安念部会長代理、野坂委員、林委員、川田専門委員、國領専門委員、濱西専門委員が御欠席でございます。

原委員は、遅れて御到着の予定でございます。

それでは、議事に入ります。

議事の1つ目は、行政手続コスト削減のための基本計画のフォローアップとして、経済産業省より、営業の許可・認可に関する手続についてヒアリングを行いたいと思います。

経済産業省に対しては、資料1-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

なお、論点に対する回答のうち、参考資料として配布しているものにつきましては、本日は、ヒアリングの対象とせず、書面での回答という取扱いをしております。

それでは、資料1-2に沿いまして、20分程度で御説明を頂戴したいと思います。短い時間でございますが、よろしく申し上げます。

○新居審議官(経済社会政策担当) 経済産業省の審議官の新居でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料1-2をご覧くださいまして、御指摘いただきました事項について、最初に私から冒頭申し上げて、あとは御質問を受けるという形にさせていただきたいと思っております。

最初の「1. 全体として」ということで、全部で6項目の御指摘をいただいております。

御指摘をいただいているのは、①の全ての手続について法人共通認証基盤を利用した電子申請に対応できないか。②として、電子受付の原則化、義務化を検討すべきではないか。経産省の許認可の手続のうち、既に原則にしているものはあるかという御質問。③として、一部の手続について電子申請による受付を停止したものがあっても、こういった手続についても法人共通認証基盤を活用して、使い勝手のよい形での電子申請の再開が可能な

いかと、こういう①、②、③の御指摘を、まず、いただいております。

回答は、次の2ページに書いております。

1つ目と3つ目について、法人共通認証基盤が出てきますが、これについて紙にはないのですが若干補足しますと、経済産業省では、デジタルトランスフォーメーション、DXを省として進めようということで、去年7月、大臣官房に、官房長をヘッドとするDX室を立ち上げました。中小企業庁にも設置しました。

ここでは、デジタル上で、経済産業省と事業者との関係構築を通じた政策立案・執行の変革、内部業務の見直し、これはBPRと言われているものですが、職員の働き方改革につなげる、この両面から省として進めております。

その中で、法人共通認証基盤を1つのID/パスワードで利用可能にしていくことが柱の1つということであります。

紙の2ページに戻りますが、この法人共通認証基盤は、2019年度、今年度から経産省所管の手続の一部と連携して実証を行っております。

一気に全部はできないので、最初に手続件数が多いもの、コスト削減やデータ連携の効果が手続ということで、補助金の申請、中小企業の関連手続、産業保安関係法令、この3つを主な対象として開始しています。来年度、2020年度以降には、鉱業権閲覧システムとの連携を予定し、その他のシステムについても、必要な本人確認レベルの違いなどの課題を考慮しながら、順次対応していくということにしております。

そのためにも、今年度中に接続プロセス、運用ルール、費用負担に関する課題の整理を行うことにしております。

それと、③で御指摘をいただいていることですが、かつて電子申請システムの利用が低調だった手続、これについても、ユーザーの使い勝手や費用対効果を加味した上で、段階的に電子化を進めていくことが重要と考えております。

電子化に当たっては、御指摘のとおり、法人共通認証基盤を活用するなど、ユーザーの使い勝手を最優先に考えていきたいと思っております。

御指摘の②のところですが、紙と電子申請が併存すると、行政コストの増大にもつながりますので、システムの利用率を可能な限り高めるということが大事だと考えております。ここに御指摘をいただいておりますように、大企業、大法人やITリテラシーの高い業界については、電子受付の原則化を進めるべきと認識しております。

例えばということで、2つ挙げておりますが、1つは、既に電子的な受付を原則としている例として、麻薬又は向精神薬原材料等の輸出にかかる特定包括輸出承認、それと、特許関連手続については、全ての手続を電子化することで進めております。書面での特許出願については、手数料を義務づけるということをしております。その結果、既に9割を超えるオンライン利用率を達成ということでもあります。

ここについては、引き続き、ユーザーの手続環境にも配慮、これが必要だと思っておりますが、電子受付の原則化に関する検討を前に進めたいと思っております。

次に、3 ページ、④、⑤、⑥の御指摘であります。

④としては、押印省略をベストプラクティスにできないか。

⑤としては、役員履歴書の原本の写しで足りるようにできないか。

⑥として、窓口の一元化ないしはワンスオンリーの取組を更に進められないかということでもあります。

これは、冒頭申し上げましたデジタルトランスフォーメーションを進める上でも、非常に有意義な取組だということで考えておりました。今後、この行政手続コストの20%削減に向けて、参照すべき有効な手法として位置づけていきたいと考えております。

あと、5つの法律について論点・御指摘をいただいております。

まず、4 ページの外為法関係であります。

これは、電子申請率30%に満たない手続について、要因分析、課題整理がどうなっているかという御指摘、これが⑦です。

⑧は、この3つ例示していただいておりますが、それぞれの進捗状況がどうなっているかということでもあります。

まず、⑦の30%に満たない手続として、ここに記載をしておりますように、まぐろから始まって、ワシントン、バーゼル関係など7項目プラスその他ということで、ここが1桁パーセントないし20%ぐらいで、3割に満たないということでもあります。

その要因として、ワシントン貨物については、許可書の交付とか、バーゼルの貨物については輸出の移動の書類の手続が紙のみになるために、やはり、紙と電子が混在して申請率が低くなっているということ。

それと、バーゼルの輸出承認を除いては、個人や中小企業の申請者が多くて、電子申請のメリットを感じていただけていないということが要因だと考えております。

今後、手続の更なる電子化に向けた制度的検討、個人申請者等にとって利用しやすい電子申請の環境づくりを進めていきたいと考えております。

⑧の進捗状況については、一番下、貨物所管省庁の確認書の電子化、これについては、まぐろの輸入の事前確認を平成30年4月1日から水産庁に一元化し、平成31年1月11日から電子申請を受付ということで改修済み。

2つ目の輸入承認貨物の電子ライセンス化については、平成31年3月1日に経産省に一元化して、全て電子申請対応ということでもあります。

安全保障関連貨物に関する申請手続の電子化については、平成31年4月1日より、一部について電子申請を義務づけというような進捗状況でございます。

次に「3. 保安関係法令・電気事業法」という項目であります。

論点⑨は、年間25万件の申請を前に進めていくということに対して、そのシステムの概要、利用開始に向けたスケジュールはどうなっているかということでもあります。

下の回答の⑨番をご覧くださいますと、経産省は、各地方に産業保安監督部がございます。年間に25万件の申請を受け付けているということで、この合理化・電子化を図ってい

くということです。

次のパラに書いておりますが、産業保安法令における審査や提出書類を抜本的に見直して、不要なプロセスや過剰な書類を整理する。

あと、監督部における事務処理の標準化を実施する。いわゆるBPRをしっかりとやる。

加えて、事務負担、処理時間の軽減。更に各種情報がデータベースに自動で反映されるシステムを構築ということで進めておりまして、スケジュールのところにあります。件数の多い手続から2019年度中の段階的運用開始を目指して、今、開発中というステータスでございます。

次の⑩番において、論点のほうで御指摘をいただいているのは、以前に、直ちに電子化を行わないと当方が記載していたのに対して、これについてどうなっているのかということですが、それが7ページ、⑩番に書いているように、要するに、手続の簡素化とか、記載要領とか、QAとかの案内充実といった、すぐにできるもの、その範囲で軽減を行っていただけれども、今後は、手続フロー等の整理を行いつつ電子化について最大限の検討を進めるということにしております。

次に8ページ、これは、再エネの関係の法律について3つ御指摘をいただいております。

1つ目に、基本計画で、鍵括弧で書いていただいておりますが、50kW以上の太陽光等々の各種手続など、2019年度、2020年度それぞれ電子化を行うということだが、このスケジュールはどうかという御指摘でございます。

先に、回答の⑪番を見ていただきますと、これは3つに分かれておりますが、まず、50kW以上の太陽光、風力、水力、地熱の新規の認定については、2019年5月に電子申請を開始予定でございます。

2つ目、この変更認定、変更届、廃止届並びにバイオマスの新規の認定については、2019年度中の電子化を目指しております。

3つ目に、バイオマスの変更認定、変更届、廃止届は、2020年度中にシステム開発を行うとしております。

なお、20%目標との関係ですが、2019年度までの電子化で申請事案の大部分が網羅されると見ておりまして、行政コストの20%減の目標は達成できるものと考えております。

次に、論点の⑫番のところ、課徴金の減免の認定に係るシステムの利用率を高める取組、具体的に何を行ったのかということですが、回答の⑫番に書いておりますように、個別の契約状況を申請書に反映させやすくするような利便性の向上のためのシステム改修を実施しました。

原則として、30年度より全ての申請において電子化を必須としているということであります。

御指摘の論点⑬番、前回の御審議でいただいた申請書類の簡素化についての、現時点の方針ということですが、FIT法改正が2017年4月でした。御案内のとおり、FITの太陽光を中心にトラブルがいろいろ発生しているということで、土地の使用権原ですが、

その確認強化が必要だということで、いろいろ登記簿謄本とかの書類添付を求めることにしましたが、10kW未満の住宅用の太陽光発電設備の場合には、こういったトラブルが発生しにくいということで、印鑑証明の添付を不要としているというような取組をしております。

次の9ページ、鉱業法の手続であります。

⑭番で御指摘をいただいているのは、基本計画で書いております、鉱業原簿の電子化のためのシステム開発、これを30年度に実施するということだが、そのシステム概要如何。あと、入力例の表記とか、本人確認のあり方について検討ということだが、検討結果はどうかということでございます。

回答の⑭番を見ていただきますと、今、鉱業原簿の電子化のシステムは、紙媒体で管理されている鉱業権に関する鉱業原簿への登録情報を電子的に登録更新できるようにするとともに、鉱区や鉱業出願地の位置情報をネット上で公開して、一覧性の形で閲覧を可能とするよう、システムを開発しており、本年度中に、このシステムの運用を開始すべく、現在、基本設計を行っている段階ということであります。

入力例の表記とか、本人確認のあり方の検討結果については、本年度2019年度中に検討終了予定ということでございます。

論点・の⑮番ですが、審査基準に定める要件の解釈の統一を、具体的にどういうふうに図っているかという御指摘であります。

回答の⑮番を見ていただきますと、平成30年の3月に、経産省の全ての地方経産局の鉱業法担当者会議を開催しまして、各地方局の認可理由の一覧表を整理して担当者間で共有して、共通理解を醸成しているということであります。

最後「6. 中小企業等経営強化法」という法律の手続でございます。

⑯番の御指摘は、年間で1万8000件ぐらい、これまで延べ8万件弱の経営力向上計画の認定申請についてですが、当方で、申請者はオンライン上で作成して、出力した帳票に押印をした上で、紙で申請を行っているとされているけれども、31年度に予定されている改修後は、オンラインで申請・認定が完結できるかということでございます。

これについては、2019年度、本年度に予定されている改修・機能拡充の完了後は、まず、経産局に申請をいただくものに関しては、オンライン上の申請を可能としております。

時期としては、2019年度内に予定ということであります。

若干経産省以外の他省庁所管分もありますので、この部分は、ここの紙上はお約束ができていないということでもあります。

さらに、税務当局、税制の関係もあって、「認定」のほうは更に検討ということでもあります。

以上、私からの説明を終わります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたら、よろしくお願

します。いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○八剣専門委員 御説明ありがとうございました。

全般的にすばらしい内容だと思うのですが、1つだけ余分な話なのかもしれないのですが、外国為替及び外国貿易法のところで、電子申請率が30%に満たない手続をターゲットにしていると、完璧にお答えをいただきました。個人的に少し驚いたのは、一言で30%以下といっても、数パーセントから二十数パーセントまでばらついているのだなと思ひまして、例えば、まぐろ輸入事前確認というのが、一番申請件数が多いということなのですが、これは、具体的にはどのぐらいの件数だったのかとか、一番少ないバーゼル輸出承認というのは、具体的にはどのぐらい実件数だったのかと。

質問の意図は何かと言いますと、31%、35%、40%と段階的に申請処理効率の悪いものがあるのだと思うのですが、その中にも処理件数がかなり多いものがある、例えば、55%電子申請で処理されているのだけれども、件数的には、圧倒的に多いみたいな手続が仮にあったとすると、その手続の45%は手でやっているということだと思ひますので、そういった分析をされて、実はこれ以外にも効率が悪いのが結構あったのだと思ひたいなことがなかったのかなと思ひて質問させていただきました。

以上です。

○岩松貿易管理課長 御質問の外為法に関する電子申請率の状況でございます。

外為法に基づきまして、今、件数としては、大体5万件の件数の許認可を行っております。

電子申請率について、昨年度は40%弱だったものが、平成30年度は、見込みですが50%弱に向上しております。

めり張りをつけて電子化に取り組んでおりまして、例えば、まぐろにつきましては、5万件のうちの大体1万件、20%を占めております。

これは、経産省と水産庁で確認をしていたのを、全部水産庁に一元化しまして、かつ水産庁でも電子化を今年の1月から行っております。これによって向上が見込まれております。

それ以外にバーゼル条約の輸出承認につきましては、少数ですので、全体のめり張りをつけて電子化に取り組んでいるところでございます。

○八剣専門委員 30%を超えているようなところで、特に問題を感じられたところはなかったと理解してよろしいですか。

○岩松貿易管理課長 そうですね。原因としましては、個人や中小企業が多いというのが1つございます。これについては、個人でも申請が可能で、容易な電子申請のやり方について模索していますとともに、幅広く啓蒙普及を行っております。

○八剣専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

では、佐久間専門委員。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

単純な質問です。今の外為法のところの⑦なのですけれども、電子申請でない場合は紙、これは、窓口で行うと、こういう申請になるのでしょうか。

○岩松貿易管理課長 はい、そのとおりでございます。

それで、電子の場合ですと、24時間、夜間も可能なのですが、窓口になりますと、時間が限られていますので、なるべく企業の方には電子化でもって24時間受け付けられるようにということで進めているところでございます。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

それで、ここで説明されているワシントン貨物、バーゼル貨物等については、紙の手続が残るので、幾ら申請を電子で行えるようにしても、やはり、紙の書類が必要になってくるので、窓口に最終的には行く必要があると、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○岩松貿易管理課長 そうですね。ワシントンとバーゼル関係は条約で添付書類が決められておりまして、ワシントンの場合はCITESと呼ばれるもの、バーゼルについては、輸出移動書類というのが法律に定まっております、これを提出する必要があります。これは、今のところ、税関申告の際には紙での申請のみとなっております、ほかの貨物であれば、将来的には、原本証明書を付けてPDFで受け付けているものもございますので、そういった見直しが将来的には考えられます。

具体的には、CITESについては、電子交付を相手国と調整が必要になりますが、検討しているところでございます。

○高橋部会長 よろしいですか。

○佐久間専門委員 バーゼルも条約に基づくので、日本だけで変えられるものではないと、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○岩松貿易管理課長 バーゼルにつきましては、国内法、バーゼル法がございまして、環境省と共管の法律になっていますが、そこで輸出移動書類の取扱いが規定されております。これは、将来的には、電子化の可能性も含めて検討しているところでございます。

○高橋部会長 ネックは、どこにあるのですか。

○岩松貿易管理課長 ネックは、バーゼルも条約に基づくので日本だけで電子化できるものではないという点ですが、電子申請につきましては、既に財務省との間でバーゼル法の手続をNACCS法に追加することについて調整中です。

○高橋部会長 わかりました。では、しっかり財務省と協議してください。

ほかは、いかがでしょうか。

すみません、ちょっと私のほうで総括的なお話ですが、かなり電子申請のためのシステム化が進んでいらっしゃるということで、非常にありがたいと思っているのですが、結構、手続に熟知されている方がシステムをつくると、すごく使い勝手が悪いシステムになりが

ちで、特に、そういった意味では、普通のITについて、少なくとも大学の文系の人間でもアクセスして、抵抗感がないように最後まで行けるようなシステムになっているかということ、きちんと全省的にチェックしていただいたほうがいいかなと思っています。

せっかく電子化しても、結局、途中でやめる人が続出してしまったら、これは意味がないので、そこら辺、経済産業省は、幹部がしっかりされているので、どこかで統一的にシステム化がされたときの使い勝手のよさみたいなものは少しチェックしていただければありがたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○新居審議官（経済社会政策担当） 御指摘をいただきました点は大変重要だと思っています。去年、先ほど申しましたDX室を立ち上げて、補助金や保安関係法令などを中心に始めているのですが、これは、単に手続の負担軽減というだけではなくて、得た情報を、まさにデータ社会の中で、プッシュ型の政策支援にも使えないか、保安関係もスマート保安という考え方で、効率的な規制にできないかという発想でやっています。ただ、プロの目でやり過ぎると、どうしても細かいデータをとりたくなり、項目も膨大になって、結局、使い勝手が悪くなる、これをどう解決するかということで、ユーザーの使い勝手と両立させる工夫としては、例えば、短期の目標を置いて、でき上がったものをユーザーにも見せて、目標を改善していくというアジャイル型を採用しています。具体的には、去年は大臣やユーザーの前でもデモをやってみて、これで本当に使い勝手がいいかどうかをチェックしながら進めております。

○高橋部会長 もう一つは、BPRについて今お話をしていただいたのですが、例えば、単純にグーグルクロームでは使えないとか、エッジでは使えないとか、そこから始まって、あと、せっかく第4画面まで行って、第4画面でちょっと失敗すると、元に戻れなくなって、第1画面からやり直さなければいけないとか、本当に単純な話で、結構申請者に負担をかけているようなシステムがいっぱいあるのです。それは、申請者にとっての負担になりますので、そういう一般的な目から見ても使い勝手がいいようにしていただくというのは極めて重要だと思います。そこは、しっかりそういう目線で、民間のシステムは手取り足取り入力が進められるものとなっています。ここを間違えると、こう間違っていますみたいなものがちゃんと表示が出るのですが、お役所の場合はほとんど出ない。何が悪いのかというのは自分で考えなければわからないとか、そこら辺のところから、是非、民間のノウハウをならって、しっかりやっていただければありがたいと思います。そこは、よろしくお願いしたいと思います。

もう一つ、手続の話なのですが、これはすごく大切に、電子化にお金がかかるので、紙で出す人には、その分のお金を取る。電子化の人には取らないけれども、紙で今までどおり出したい人には、電子化のための費用に協力してもらうというプラクティスというのは重要です。特許で御紹介をいただいたように、これは、経産省全体で普及していただくということをお願いできないかなと思うのですが、そこは、いかがでしょうか。

○中野情報プロジェクト室長 先ほどの御質問と重なりますが、システムをつくって終わ

りではなくて、使われて、行政、民間双方の生産性が上がるというところまでをデジタルトランスフォーメーションの目標にしておりますので、その手段の1つとして、おっしゃっていただいたようなデジタルのインセンティブを組織として、どう実装していくかというところは、今後の検討課題と思っております。我々としても、非常に重要なポイントだと考えております。

○高橋部会長 是非、よろしく申し上げます。

ほかは、いかがでしょうか。いろいろ出していただければありがたいと思いますが。

それから、先ほど、水産庁の例も出ましたが、やはり、共管のところをどちらかに寄せるというのは極めて重要だと思うのですが、かつ、相手方に渡したときに、相手方の使い勝手もちゃんとチェックしてもらおうというところは極めて重要なのですが、この辺のリストアップをしていただけるという予定はないのでしょうか。共管について、どっちかに寄せる。これによってどのぐらい効率化できるかということ全省的にリストアップしていただくということはあるかなということなのですが。

○中野情報プロジェクト室長 現状では、そこは、経産省としては俯瞰的にはやっておりますが、ただ、我々、中小企業庁ですとか、産業保安、それから、今日も出てきておりますエネルギーの関係と貿易の関係と、いずれも部局単位で見たときに、非常に手続の件数が多いというところでございまして、そういった部局の中で、デジタル化に取り組む中で、個別に、ここの省と境界になっているとか、そういうところが見えてくれば、それをやっていくという形で、ある意味、薄く広くやり過ぎると、1件のものをどうするのだという話をしてもしょうがないので、ある程度、大玉を絞った上で、その中で、どういう整理をしていくかということでやらせていただいております。

これは、今日は、参事官がいらしていませんが、IT室のほうでは、全省の手続の棚卸しというのもやっておりますして、共管関係も調べられておりますので、大きなものは政府全体でも、そういった形で仕分けが進んでくるとありがたいと思っております。

○高橋部会長 では、大玉を中心に、是非つぶしていただくということをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかは、いかがでしょうか。大分、外為法ぐらいまで来ましたが、ほかに出していただければありがたいと思ひますが、いかがでしょうか。

すみません、不要なプロセスとか、過剰な書類ということなのですが、これは、どのぐらい具体的に摘出されているかと、その辺は、いかがでしょうか。

○後藤保安課長 産業保安法令のお話のことかと思ひますが、産業保安グループでは、本省に約100名強、地方支部である産業保安監督部300名強という体制で、法の執行を行っておりますが、実際の届出は、産業保安監督部に提出されます。

そこで、産業保安監督部の担当者が、一番その辺りの実情をよく知っており、また、各地方で、解釈が違っているといったことも起こりかねないため、一昨年から、各監督部の担当者を関東のほうに呼びまして、3日間ほど合宿を重ねてきており、そこでプロセスの

全面的な棚卸しを徹底的に行っております。

そちらを踏まえた形で電子化に向かうということで、100%棚卸しできたかはわかりませんが、徹底的に行ったという点では、胸張って言えるぐらいのプロセスを踏んでおりました。合宿の中でも議論をして、この書類要る、要らないというところでバトルがあったような話も聞いております。

○高橋部会長 すみません、その結果は、事務局にお示しいただければ、結果については、何か文書化されているわけですね。合宿の結果ですが、こんなものは統一しましょう、書類は、この辺を整理して。

○後藤保安課長 はい、それは整理しています。

○高橋部会長 それに合わせて、基本計画も直していただければと思いますので、そこは是非よろしくお願ひしたいと思いますが、それは、よろしいでしょうか。

○後藤保安課長 はい。

○高橋部会長 それから、安全に係る必要な審査を除きという表現です。先ほども少し御説明があったかもしれないのですけれども、これは、どういう中身になるのでしょうか、安全性に関する必要な審査、これは、実地検査という意味ですか。

○後藤保安課長 実地の検査を行っているほか、法令で技術的な基準を決めており、例えば、工事の計画に関しては、技術基準どおりにちゃんとつくられるようなものになっているのかといったところのチェックなどもいたします。

安全というところに直接かかってくる部分のほか、例えば、一部の保安業務を委託しますとか、委託した委託先が変わりましたという届出がございます。単純にそれだけの内容である場合は、もう少し機械的にできるのではないかというようなところで、若干の濃淡があるかと思ひます。

○高橋部会長 くどいようですが、まず、実地だったらば、これは電子申請と全く関係ない。

○後藤保安課長 はい、実地は関係ありません。

○高橋部会長 もう一つが、紙で見なければいけない、安全審査について、それ以外に紙でなければいけない理由は、私はよくわからないのです。安全審査について、何をもって紙でなければいけなくて、電子ではいけないのでしょうか。でっち上げるとか、そういう話ですか。

○後藤保安課長 すみません、ご意見の意図が理解できていないのですが。

○高橋部会長 ですから、実地だと、要するに電子などあり得ないので。

○後藤保安課長 そうですね。立入検査は別でございます。

○高橋部会長 それ以外について、紙でなければいけなくて、電子ではだめだと、そういう安全審査は、私には想定できないのですけれども。

○後藤保安課長 基本的には全面的に電子に移そうとしており、25万件のうち、今年度中に20万件の手続は電子に移す予定にしておりますが、残りの5万件のところ、一部、A1

の図面を折りたたんで申請してくるようなものなどがございます。

○高橋部会長 その話は、この間、議論がありましたね。

○八剣専門委員 この間、その関係でお話をさせていただいたのは、例えば、A1とかA0とかがあるのはよくわかるのですけれども、それは、もともと何かのシステムで出力しているわけです。もともとのシステムの出力を人間が見るために大きく映して、それをまた折りたたんでPDFにして添付して、また、広げてというのは無駄みたいな気がするので、システムそのもののデータを互換してしまえばいいのではないかという話にならないかと。

○後藤保安課長 おっしゃるとおりかもしれませんが、実際の現場の審査をするときに、図面を見ますが、電子機器の画面で見るといったところに、まだ保安監督部の職員が対応し切れないのではないかというような意見などもまだございます。やはり、大きい図面で見たいというような意見などもあり、どのように対処するのが一番いいのかといったところを、まだ議論中だということでございます。

○高橋部会長 だって、画面をでかくすればいいではないですか。

○後藤保安課長 それは、予算を取ってできればいいですが、そこまでまだ対応ができていないということですので、そのあたりもにらんで行うつもりでございます。

○八剣専門委員 ちょっと補足すると、A1だと、そこに小さい字で書かれているので、それを凝縮しても意味がない、それはおっしゃるとおりだと思うので、おっしゃっている意味は、わかると言えば、わかるのですけれども、しよせんこれを見ても、この値が正しいかどうかと確認するのは、多分、何かシステムを使ってやるのだと思うので、同じシステムで検証し合うみたいなことをやれば、そこのところは、かなり簡素化できるような気もするので、そんなことも御検討されたらいかかと。

○後藤保安課長 わかりました、ありがとうございます。そういったことが、もし、できればと考えております。ただ、コストとの関係でどうなるかということも含めて、検討をさせていただきます。

○高橋部会長 ここは件数が多いですね。是非、よろしくお願いします。

それから、3が終わって4なのですが、電子化が進めば、20%削減になるみたいな、ちょっと予定調和的なお話のように、私は見えてしまったのです。そういうことではないのですね。再生エネ法なのですが。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 とりあえず、我々として、この電子化による効果ということで見込んでおりますのが、実は、FIT法の申請の手続は非常に不備が多くて、その訂正のためのやりとりが発生しているのですが、そうしたものが紙でなされています。イメージで言うと、ちょっと驚かれるかもしれませんが、大体全体の申請の7割ぐらいは、一度は不備があるぐらいの感じで不備が発生しています。

こうした訂正作業を紙でやりとりするとすると、何度も郵送してというようなことになるわけですが、電子化されれば、そうした紙のやりとりというのがなくなる。これにより非常に大きな行政コストの低減になるだろうとっておきまして、行政コストの2割につ

ながるような取組になるのではないかというふうに書かせていただいた次第でございます。
○高橋部会長 わかりました。

そうすると、手戻りがないように、きちんとチェックができるシステムになるということですね。申請様式をチェックして、何か間違ったらすぐ警告が出るような、そういうシステムになっているということですね。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 冒頭にも御指摘がありましたが、システムを工夫することによって、不備自体を減らすというようなところもシステムをつくっていく上で配慮すべき点だと思いますし、その中でも、例えば、添付書類に問題があるようなものと、改めて出し直していただかなければならないと、こんなところについては、電子化しても不備がなくなるということはないだろうなと思っています。

そういったときに、このシステムでのやりとりによって、紙よりもコスト化が図れるだろうと、こんなイメージでございます。

○高橋部会長 では、それを計測していただくことが必要で、そこは計測計画を持っていらっしゃるということでしょうか。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 現在の不備の発生の件数は把握しております。電子化によって、どのぐらい行政コストが下がるのかといったところについては、システム導入後にヒアリングを行ったりして、把握していこうと考えております。

○高橋部会長 その辺は、是非、とにかくやめたというのでは困るので、要するに電子を入れたけれども、全然使わなくて、依然、紙が圧倒的多数みたいな状態では非常に困りますので、そこは、是非よろしくお願ひしたいと思います。

あと、全体として、ID/パスワードなのですが、基本的に、これは、ほとんどID/パスワードでシステムを考えていらっしゃるということで、そこは、どなたにお聞きすればいいのでしょうか。

○中野情報プロジェクト室長 新規のシステムをするものは、基本的に法人共通認証基盤と考えています。

一部、古いシステムを改修しているものもございまして、接続の問題などはありませんので、そこはどのような形で接続するかも含めて考えているというものもございます。

○高橋部会長 法人認証基盤に接続できないので、単独で構築するというのもあり得るということですか。

○中野情報プロジェクト室長 単独で構築するというよりは、既存のシステムのID/パスワードの仕組みを使い続けるということは、これは貿易手続の例ですが、経産省がID/パスワードを出しているというよりは、貿易に関しては、NACCSという全体のシステムがございまして、そちらのほうでIDを発行しているケースなどは、接続ができないかというところの、今、検証を始めております。

ただ、何分NACCSに限った話ではないのですけれども、やはり、古いシステムというのが、結構、霞ヶ関などにはありまして、どうつないでいくかというところは、一個一個解決をし

ていかなければいけない。結構、IDは難しい問題だと思っていますが、我々としては、もちろん事業者の方には、1つのID/パスワードで行政手続を完結できるようにということのを大きな目標として進めさせていただいております。

○高橋部会長 その場合も、両方使えるというふうにしていただくとありがたいですね。今までのID/パスワードも使えるけれども、法人認証基盤でもアクセスできる、そこは古いシステムを少し改修していただいて、法人認証基盤のID/パスワードでも本人確認ができるように少し変えてもらうというのはありかなと思います。

○中野情報プロジェクト室長 ありがとうございます。そのやり方も含めて検討させていただきます。

○高橋部会長 とにかくたくさんID/パスワードがあると、管理するのが大変なのです。これは、法人認証基盤で1個で、それが漏れてしまっただけで大変ですが、企業の担当者にしっかり管理してもらう方向でお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○中野情報プロジェクト室長 はい、ありがとうございます。

○高橋部会長 それから、FITはよくお聞きするのですが、登記簿謄本、契約書類、印鑑証明、これを新しく要求するという話なのです。登記簿謄本というか、将来的には、これは、こっちから取りに行くということは可能になるのですね、違いましたか、事務局。

○谷輪参事官 商業登記のバックヤード連携のことだと思うのですが、それは、2021年に向けて検討が進んでいると承知しています。

○高橋部会長 それで、なくす方向ということを考えていただくということではよろしいでしょうか。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 ご指摘の登記簿謄本の取得に係る取組はちょっと存じ上げないところですが、基本的に我々としては、土地がちゃんと取得しているということを確認するのが目的ですので、その確認ができればいいということでございます。

○高橋部会長 契約書類も要るのですか。これは、PDFではだめなのですか。PDFで出してもらうというのでは。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 契約書類は、システム化の中で、PDFで提出していただくということとしております。

○高橋部会長 契約書類は、PDFで出してもらうということではよろしいですね。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 そうです。

○高橋部会長 あとは印鑑証明ですが、印鑑証明は、やはり10kW以上は要るのでしょうか。

○杉山再生可能エネルギー推進室長 使用権原のない土地で認定取得するようなどころでは、中には契約書の偽造といった例もありまして、印鑑証明で本人確認をするというところまで、現状では必要になっています。認定自体を誰が行っているかといったところの本人確認というものも、もちろんございますけれども、土地の取得をちゃんとしている確認といったところからも、本人確認がどうしても必要になっている状況でございます。

○高橋部会長 成り済ましということですか。

- 杉山再生可能エネルギー推進室長 はい。
- 新居審議官（経済社会政策担当） これは今、特に問題が起こっているところであり、少し強化をしなければならないという方向です。
- 高橋部会長 これは、代表者役員の印鑑証明ですか。
- 杉山再生可能エネルギー推進室長 それもございますね。個人の取得というのもありますし、会社であれば、代表者役員のもございます。
- 高橋部会長 個人だったら、マイナンバーではだめなのですか。
- 杉山再生可能エネルギー推進室長 マイナンバーですか。
- 高橋部会長 マイナンバーで確認するということを要求するというのは、だめなのですか。というか、どっちでもいいみたいな、選択制にするということ。
- 奥田参事官 マイナンバーというのは、マイナンバーカードの公的個人認証ということによろしいでしょうか。
- 高橋部会長 いや、だから、今言っているのは、マイナンバーカードです。
- 杉山再生可能エネルギー推進室長 マイナンバーカードの提出ということですね。
- 高橋部会長 いや、それによる申請。
- 杉山再生可能エネルギー推進室長 ただ、書類に押されている実印の確認という行為になりますので、マイナンバーカードで代替するのは難しいと考える。
- 高橋部会長 でも、成り済まし防止だったら本人確認さえすれば、別にいいわけですね。
- 杉山再生可能エネルギー推進室長 認定申請書の書類に実印が押されていたり、契約書の書類に実印が押されており、その印影を確認するというのが、今、行われている作業でございますが。
- 高橋部会長 契約書をPDFにするには、印影が要るということですか。
- 杉山再生可能エネルギー推進室長 PDF化しても真偽を確認するためのものが要るのです。
- 高橋部会長 しかし、今、印影など、本当にすぐ偽造できるので、どうなのですかね、そこまで本当にうるさく要求するより、実地の調査のほうを重視したほうがいいのではないですか、申請でそこまでぎりぎりやらないで、實際上、見に行けばいいわけですね。
- 杉山再生可能エネルギー推進室長 件数が年間で30万件出てまいりますので、なかなか難しいところでございます。
- 高橋部会長 わかりました。そこは、ちょっと勉強させていただきたいと思います。どうぞ。
- 谷輪参事官 先ほど、商業登記が2021年からバックヤード連携を開始すると申し上げたのですが、ここで言う登記簿謄本というのは、不動産、土地の登記のことだと思いますので、そちらは、現に計画はないのかなと承知します。失礼しました。
- 高橋部会長 現に計画はないですか。
- 奥田参事官 当然、商業登記全てに関しては電子化という形で考えています。ただし、

ロードマップができているのは商業登記のところであり、土地については、これから先、検討という形です。所有者不明土地とかの問題などがあるので、土地のほうについては、少し先になっています。

○高橋部会長 わかりました。では、そういうことで、すみません、これは勉強させていただきます。

ほかは、次は5ですかね。鉱業法は、いかがでしょうか。

出願に当たっての本人確認は、法人認証基盤ということでよろしいでしょうか。

○畑下燃料政策企画室課長補佐 そのように承知しています。その予定で、現在システムを構築中です。

○高橋部会長 あと、ローカルルールは、基本的になくなったということでもよろしいですね。要するに、解釈の違いとか、そういう差異はなくなったと。

○畑下燃料政策企画室課長補佐 昨年3月に鉱業法担当者会議を開催し、鉱業法担当者会議を開催し、ローカルルールの差異について共通理解の醸成に努めました。

○高橋部会長 わかりました。

あとは、決裁や認定については、まだ、税の関係で難しいと、それは中小企業か。

どうぞ。

○田中専門委員 今、ローカルルールの話が出たので、少しお願いしたいところなのですが、けれども、審査基準に定める要件の解釈が違っている例があるという事業者からのご指摘に対し、担当者間の共通理解を深めるという対策をしていただいて、それは非常にありがたいことだと考えておりますが、担当者によって解釈が大きく異なってしまうような基準については、基準自体に少し問題があるとも考えられますので、そこはせつかく担当者間で事例を共有したという実績があるのでしたら、解釈が大きく異なっていたものについては、基準自体も少し表現を見直すとか、そういうことにも取り組んでいただけないでしょうか。

○畑下燃料政策企画室課長補佐 承知しました。検討させていただきます。

○高橋部会長 是非、よろしく申し上げます。

最後ですが、先ほど、税の関係で認定はできないというお話だったのですが、これはどういう意味でしょうか。

○田上企画課長 中企庁でございます。

先ほど説明がありましたのは、今回、認定書が一部中小企業の経営強化税制の適用に当たって必要な添付書類になっておりまして、現行、添付書類のほうは、税務署に出すときに、いかに有効性を確保するかというところで、まだ、税務当局と調整が済んでおりませんので、今後、調整をしていきたいと考えております。

○高橋部会長 認定書は、こっちから出すものですね。

○田上企画課長 はい。

○高橋部会長 それについて、それが有効であるか、そうか、認定で向こうに送付すると。

○田上企画課長 向こうに送付するのですけれども、印鑑がついていない認定書を仮に電子で発行した場合、それを受け手側の税務当局とシステムの調整とか、有効性の確保がまだできていないというところがございますので、それを今後やっていきたいと考えております。

○高橋部会長 どのぐらいのスケジュール感でしょうか。

○田上企画課長 スケジュール感としては、今年度必要な調整をして、2020年にもそういった手続ができるようにやっていきたいと。

○高橋部会長 多分、転送できるようにすればいいのですね。そこで、お願いしたいと。では、来年度、是非よろしくお願いしたいと思います。

一通り、最初から最後まで質疑を行いました。それ以外に何か追加でおありのものがあればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、お時間になりました。いろいろとお願いしましたので、ちょっと事務局を通じて必要なものについては御調整をいただければと思います。引き続き、何とぞ、よろしく申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

(経済産業省 退室)

(経済産業省、総務省 入室)

○高橋部会長 どうも、お忙しいところありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

続きまして、補助金の手続について取り上げます。

本日は、経済産業省、総務省にお越しをいただいております。

現在、開発中の補助金申請システムに関し、財務情報の入力にかかわる開発状況、導入を予定する経済産業省所管の補助金及び自治体への展開につきまして御説明を頂戴したいと思います。

それでは、20分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○野原会計課長 経済産業省の官房会計課長をやっております、野原でございます。

財務情報についてということと、経産省の補助事業における補助金システムの活用可否の整理についてということで、資料2-1と2-2を用いまして御説明申し上げたいと思います。

まず、資料2-1のほうをご覧ください。

「補助金交付申請時に必要とされる財務情報について」という資料でございます。

まず、問題意識でございますが、補助金の申請者のコスト負担の低減が目的でございますので、補助事業ごとに個別に規定されている財務情報の統一化・共通化が必要でございます。

そのために、今、補助事業ごとにばらばらになっておりますので、何年間の財務情報の提出を求めるかという点と、あと、財務情報のうち何について提出を求めるかと、この2

点についてばらつきがございますので、それを整理する必要がございます。

現状の制度でございますが、2. がまず、法令上の要請でございますが、当方で調べました限りにおきましては、補助金適化法の施行令の3条の2項におきまして、申請時に申請者の資産及び負債に関する事項が記載された資料を添付しなければならないと書かれておりまして、これが、法令上の要請としては、これしかないと認識しております。

経産省の関係での補助事業で何を求めているかというのが3. でございまして、法令上は、それしか要請がないのですけれども、公募要領等で財務情報をどういうふうに求めているか、それを調べましたところ、3. のところに表がございまして、こういう実態になっておりまして、右のほうの年数のほうが簡単なもので、そっちを先に説明しますと、直近1年分の財務情報を出してもらっているというのが全体の59%ということで、これが一番多いということになっておりまして、1年、2年、3年の例がございます。そういう意味で、1年から3年の幅になっております。

左のほうの表が何の資料を出してもらっているかということの実態、経産省関係の補助金での現状でございますが、かなりばらついておりまして、財務諸表でありますとか、決算書と書いてあるもの、それから、貸借対照表、損益計算書と書いているものというふうに非常にばらばらになっているというのが現状でございます。

2ページに参りまして、どういうふうに整理をするかということでございますが、ここでたたき台を整理しておりますが、補助金適化法の施行令での規定の趣旨からいきますと、申請者が補助事業を遂行できるかということを経済面からチェックをしているということだと考えられます。補助事業の実施期間、通常、予算でございますので、1年間でございますが、倒産する危険性が低い企業であるとか、補助金の裏負担が可能である企業であるかといったことをチェックしているのだろうと考えられます。

ということからしますと、2ページの真ん中あたりに破線で囲っている部分になりますが、1つのたたき台として考えますと、財務情報につきましては、直近1年分を出していただければいいかと。現状、6割は、それでやっておりますので、1つのたたき台として1年分では不都合があるかどうかということを検証したいと思っております。

出していただく項目につきましては、先ほどのばらついている調査実態からしますと、一番広く安全サイドを見ると、財務諸表を全て出していただくということになってしまうのですが、そうすると、PDFで出していただいてもデータとしてはなかなか活用できないということで、補助金システムでデータを活用する新しいシステムに移行するメリットが十分出てこないことになりまして、逆に財務諸表と同じ情報を手入力ですべて申請者の方に補助金システムに入力してもらおうということ、かなりの負担になります。

ということからしますと、もともとの問題意識は、何を確かしているかということで、倒産する危険性が低い企業であるとか、補助金の裏負担が可能である企業であるかということを見ているという観点からしますと、そういう観点から必要最低限の情報、項目を出していただくということでいいのではないかと考えておりまして、そういう観点からする

と、一部の項目、例えば、自己資本比率とか、流動比率というものを確認すれば、補助金システムとしては、それを入力してもらえれば、足りるのではないかと考えております。

参考のところがございますが、政府調達における競争参加者の資格では、財務諸表は直近1年分、それから、評点の対象項目は、自己資本比率、流動比率といったものになっておりまして、それと、このたたき台の案とほぼ同じような案になっているということでございますが、こういう案で問題ないかどうか、それぞれの補助金を持っている部局、それから、後で会計検査で検査をすることになりますので、会計検査院等で、こういう整理で会計検査上問題ないかということは確認をする必要がございます、その調整を経た上で、こういうたたき台で整理ができればいいのかなと考えております。

次に、経産省の補助事業における補助金システムの活用の可否の整理という資料2-2を御説明申し上げます。

申請件数100件以上の補助事業が全部で28ございましたが、調査中ございましたけれども、そのうちの6事業は既に終了しておりまして、終わっております。そういう意味では、28マイナス6で、22事業の補助金が検討対象になっております。

1 ページ目の2つ目のポツでございます。

3つ目のポツになりますが、その中で、そもそも補助金システムの活用を前提に検討してきた3事業がございます、もの補助、持続化補助金、IT補助金、これは、もともとこの補助金を執行することをベースに検討してきたという経緯がございますので、この3補助金については検討が先行しておることもございまして、2019年度中に、仮に補正予算があった場合には、2019年度から先行して、年度の途中から、この補助金システムの活用を開始したいということで準備を進めてまいりたいと思います。

それから、事業者向けの補助金、3補助金以外にも経産省関係でございまして、12の補助金については、2020年度から、この補助金システムを活用するということで準備をしたいと思っております。

ですが、補助金申請システムが、事業者向けのインターフェースで開発しているシステムがございますので、消費者向けの補助金とか、性格上載りにくいとか、同じシステムでは対応できない補助金がございます。

あと、後述の2.のところがございますが、そういう6つの補助金につきましては、2020年度から、この補助金システムに載せるというのは、少し難しいということがございます。事情は後で御説明申し上げます。

1. の最後のポツになりますが、なお書きのところになりますが、戦略的基盤技術高度化・連携支援事業と、通常サポーティング・インダストリー技術の支援事業という予算がございますが、これは、大学や地方自治体の公設試と連携して中小企業が技術開発を行う場合の補助金でございますが、これは、研究開発関係の予算でございまして、文科省さんで開発運用している研究開発予算を一括管理するe-Radというシステムがございまして、府省共通研究開発システムというのがございまして、これを使うということで、今、それ

に載っておりますが、このシステム自体は、大学とかの国立研究所などの研究機関や研究者ごとに何を研究して、幾らの予算が落ちているかというのを把握するためのシステムでございまして、ここのフェーズの部分をカバーしたものでございまして、今回、こちらで開発している補助金システムは、公募の段階だけではなくて、一連の補助金システムのフロー全てを基本的にはカバーするということで開発をしているものでございます。

それとのシステムの接続の整理の問題がございまして、公募のフェーズのみe-Radを使って、他のフェーズは補助金システムを使うということであれば、システム連携とか接続の問題を検証して解決する必要がございまして、そこが短期的に難しいということで、全部補助金システムのほうでやるということであれば、e-Radのほうから、この補助金を抜かなければいけません。あるいは、e-Radのほうで従来どおり扱って補助金システムに載せないという整理もあるのかもしれませんが、大きく分けて3つの選択肢がありますが、現時点では、結論が出ておりません。そういう意味では、調整中と整理をしております。

2020年度から、この補助金システムに載せるのが難しい6事業については、1ページの下のところの2.のところから整理をしております、3類型でございます。

1つ目は、交付先が消費者となっているものでございまして、3つの補助金がございます。

今回の補助金システムは、法人認証基盤と接続をしておりますので、企業や個人事業主を対象としておりますが、消費者からの申請は、現状ではシステム上対応ができないということで、2020年度から、この補助金システムに載せるのは難しいと考えております。

対象の補助金は、次の2ページが一番上にございますが、クリーンエネルギー自動車の補助金、それから、バーチャルパワープラントの補助金、エネファームの補助金と3つございます。

それぞれ少しずつ事情が違っております、クリーンエネルギー自動車については、年間7万件の申請があるのですが、9割以上が消費者からの申請となっております。

事業者からの申請は1割未満ですが、それでも1,000件オーダーの申請がございまして、そういう意味では、補助金システムに将来的には載せ得るかもしれませんが、大宗が消費者向けのシステムということになりますので、消費者向けと事業者向けの別々のシステムで処理するというのが本当に効率的かどうかとか、その辺のことを検討する必要がありますので、2020年度から載せる前提で検討するのは少し難しいという判断になっております。

2つ目のバーチャルパワープラントの補助金でございまして、これは、昨年度の実績でいきますと、法人が103件、個人が3,181件ございまして、法人が百件ちょっとありますけれども、この事業自体が2020年度で終了予定となっております、載せた場合に、1年間だけの活用になるということで、そういうことからすると、1年間だけ使う前提で載せる必要があるのかなということで、今回、見送りのほうに入れております。

それから、エネファームの補助金は、申請が年間4万件ございまして、99%家庭向けで

ございまして、事業者向けの業務用の燃料電池の申請というのは、年間17件しかございませんので、これは対象としておりません。

(2) でございますが、未公開特許情報を扱うために、インターネットに接続していない別システムでの取扱いが必要となるケース、1事業ということでございまして、中小企業が海外で特許出願を行うのを支援するためのシステムでございますが、これは、特許に関する未公開情報を扱っているため、今もインターネット等々の外部とは遮断をしております、扱える関係者もID等で制限して管理をしております。

もし、クラウドサービス、一定のセキュリティーはありますが、万が一、サイバーアタックとかで情報が漏洩した場合に、申請者の方が、出た情報をもとに他者が特許出願を他国等ですということ、権利を取られてしまうといったリスクがございまして、ビジネスチャンスを逃してしまった場合に、ややその被害の回復というのが難しいという問題がございまして、利益喪失についての損害賠償請求を受ける可能性があるということで、2020年度からのクラウドでの補助金システムへの活用は見送る方向としております。

最後の(3) でございますが、自治体が補助金の交付先となるケースでございますが、これは、自治体のほうは、固有のネットワークであるLG-WAN上で作業を行っております、今回、開発している補助金システムがクラウドサービスで、インターネット環境で業務を行う必要があることから、両者の接続の問題を解決する必要がございます。

対象の補助金が2つございまして、下の原子力災害による被災事業者の自立支援事業というのは、福島県が執行している事業でございます、福島県が、今、LG-WANでやっておりますので、福島県のほうがクラウドサービスの利用にかじを切れば、補助金システムの活用というのは、将来的に可能にはなりますが、福島県側の事情もあると思いますので、2020年度からというのは、現時点で見通しが立っているわけではございません。

もう一つのナンバー8のほうですが、これは全国の原発立地の15の道府県を交付対象としている補助金でございますが、LG-WANとの接続をどうするかということを決しないと、2020年度には間に合わないのかなと思っております。

という検討結果でございます。

それでは、続けて、お願いします。

○小山経営支援課長 中小企業庁経営支援課長をしております、小山と申します。

資料2-3をご覧ください。

こちらの資料は右肩に書いてあるんですが、働き方改革の関連で、官邸で開催しておりますワーキンググループで、先月開催された第8回の会議で、総務省及び中小企業庁の方から説明させていただいた資料となっております。

1ページめくっていただきまして、この部会でも、規制改革推進室の方からまとめた、この官邸のワーキンググループで配布している線表というのがありまして、御覧になっていただいているかと思うのですけれども、経済産業省と他省庁での補助金システムの展開とあわせて、自治体にも利用を働きかけていくということでやっております。

事業者さんにとっては、例えばものづくり補助金は電子化されたけれども、県の事業は引き続き紙ベースということになると、かえって手間がかかるということなので、せっかくなので、自治体も活用できるところについては活用していただければどうか。

別の団体ですので、実際に参加するかどうかは、それぞれの自治体で判断していただくということになるかと思います。

これまで、総務省さんと一緒に自治体との意見交換というのを開催させていただいておりまして、第1回が昨年の年末12月27日ということでございます。この段階では24の自治体、主に都道府県を中心にまず対応させていただいておりまして、総務省さんの方から、部長さんとかいろんな形で関係の深いところを中心に、24自治体集まっていたいただきましたが、先月開催した3月12日の会議では、声をかけていないところにもちゃんと情報提供しようという趣旨で、ほぼ全ての都道府県の方にお声がけをして参加をさせていただいているという状況でございます。

第2回目の意見交換では、デジタル手続法案の概要についてお話をするとともに、補助金申請システムは画面イメージであるとか、あわせて事業というか手続というか、進め方のBPRの見直しが必要だということで、経産省のほうのいろんな補助金で、今、こうなっているのをこういうふうに変えていく必要があるという話について、御紹介をさせていただいております。

2ページをご覧になっていただければと思います。

こういった意見交換会と合わせて、一番最初のところに書いてあるのですけれども、是非詳しく話を聞きたいと、あるいは、ここはいろんな事業を持ってほしいと、是非参加してもらいたいというところにつきましては、中小企業庁と、私が大体対応していましたが、直接、自治体の産業労働部の方あるいは情報システムに関連する方と意見交換をさせていただいております。

そういった直接訪問あるいは第2回目の意見交換、このときにアンケート調査を実施させていただきまして、それで、後に出てきますけれども、デモンストレーションの参加という意向の確認をしているということですが、ちょっと話は戻りますけれども、これまでの意見交換の場で、自治体のほうから、いろんな意見が出てきたのですけれども、少し要約させていただくと、2ページの真ん中のようなことがあるかなと思っております。

国の場合ですと、1,000件とか、1万件とか10万件ぐらいの交付決定を行っているという事業があるのですけれども、自治体は、都道府県であっても、そんなに数多くの交付決定を行っている事業はないということで、これは否定的な意見ということではないのですけれども、率直な意見として、申請件数が少ないので、そういうシステムを使うメリットがあるかどうかということについて、十分考える必要があるということ、いろんなところから御意見をいただいているという状況です。

それと、やはり、申請する側が、どれぐらいシステム、パソコンとかスマホになれているかということで、結構、ファックス、電話等でやりとり方も事業によっては多いのでは

いうお話もいただいております。

あと、スキャナーで取り込むということを行う場合には、その分の追加費用負担が発生するという問題があるのではないかというような意見が幾つかありました。

それから、野原課長からもありましたけれども、自治体の既存システムとの接続と、都道府県が直接やっているものについては、実際に運用するということになる、ここが課題になってくるのではないかという話でございます。

それと、下線部分は、2回意見交換をやって、同じような意見が2回とも出てきたのですけれども、プラスアルファで、2回目に出てきた意見としては、BPRだけではなくて、補助金の交付要綱とか、文書管理規定などもこの電子化にあわせて見直していく必要がある、そこは検討したいという話であるとか、これは非常にいい意見なのですけれども、せっかく電子で収集しているデータなので、それを施策に生かすということまで考えていきたいという話をいただいております。

来月の下旬に、フィービリティ・スタディー、デモンストレーションに参加する自治体の方に対する説明会というのを、また、総務省さんと一緒に開催をするということで、ここでは、まだ準備中ではあるのですけれども、具体的な画面イメージみたいなものを見ていただいて、6月からの実際のデモンストレーションに備えていただくということを考えております。

自治体によっては、こういった補助事業を将来的に補助金システムに載せていこうということで、具体的に事業を想定して、その部署の方が実際にデモンストレーションに参加するという方もいらっしゃるけれども、まだ、そこは決め切れていないのですけれども、関心があるので、是非参加していきたいということで、いろいろ自治体によって考え方というか、具体的に進んでいるところと、そうではないところと両方あるのですけれども、いずれにしても、まずは見ていただいて、実際に立ち上がったときに参加するということに、それまでにBPRのほうも自治体のほうで見直していくということで、順次進めていきたいと思っております。

私からは、以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

まず、補助金交付申請時の財務情報についてということで、正直、現状が余りにもばらばらだということに驚いています。

特に、決算書、財務諸表の中の財務諸表を求めているというところが全く理解できない。財務諸表というのは、基本的にある一定の上場企業を中心としたところだけに備置が求められているものですから、補助金というのは、上場企業だけに給付するというものでは、

多分ないということからすると、そもそも今のあり方というのは非常に違和感がある。そこで、こういう形で整理されるということは大変いいことだと思います。

ただ、やはりこれでは事業者が悩むところがあると思うので、期間が直近1年というのは非常にはっきりしていいかと思いますが、財務情報で何を確認するかというのは書いてあるのですが、これは、書類は求めないということなのでしょうか。自己資本比率、流動比率というのを書けば、それでいいというふうにするということなのか、少なくともこれをチェックするのであれば、BSの提出ということになるかと思うのですが、その辺について、まず、お聞きしたいと思います。

○高橋部会長 いかがですか。

○野原会計課長 入力システムに、この数字が出る、これを計算できる数字を入れて入力してもらうということをイメージしております。

バックのエビデンスについては、会計検査院が検査に行くときに、いろいろ現地に行って調べるというはあるかもしれませんが、システム上は、自己資本比率と流動比率が計算できるための数字を、事業者の方に申請のときに入れてもらえば、それでいいと思っています。

○高橋部会長 よろしいですか。

○佐久間専門委員 非常に簡素化されるということだと思いますので、その点では結構なことではないかと思います。これを入力できない会社というのは、基本的にないはずですから、ありがとうございます。

○高橋部会長 その点について会計検査院と財務省は、何かコメントをしているのですか。

○野原会計課長 事前に当たったのですが、会計検査院は、個別の補助事業ごとに全部、今、ルールが違うのでしようと、したがって、それに即してちゃんとやっているかどうかをチェックしますと、そういう態度だったのです。

そういう意味では、交付要綱とかは全部整理して、一律これだというふうにしないと、ルールのほうをそろえないと、ルールに合っているかどうかを彼らは検査をするので、ルールを整理しないと、ばらばらのままだと、ばらばらに合っていないといって検査でつかまるということに、多分なると思います。

○高橋部会長 要するに、ルールに沿って我々はチェックしますと。ルールは決めてくださいと。

○野原会計課長 そうです。そういう意味では、補助金システムをこういうふうになると、それに合わせて公募要項も、それに合わせて全部直していくと、この補助金システムに入力してもらうものに合わせて、公募要領のほうも、そういうふう直すというふうにしないと、会計検査院との関係のところはクリアーできないと思います。

○高橋部会長 会計検査院は、そこはルールをちゃんと決めてさえすれば、我々は、それどおりにチェックしますという話ですね。

○野原会計課長 いずれにしても、最終的に確定させる前に、こういうふうになりますけ

れども、問題はありますかと聞くようにはしますので、向こうとしては、その時点で問題があると思っていれば、これではちゃんと検査ができないと思いますよと意見表明されると思います。

○高橋部会長 もう一つ、財務はどう言っていますか。

○野原会計課長 財務省は、法令上、補助金適化法の要件をクリアーしているかどうかということで、各省の御判断ですという反応ではないかと思いますが、最終的に確定させる前に、もう一度。

○高橋部会長 結局、各省と折衝しないと、だめだということですかね。

○野原会計課長 そうすると、補助金ごとにそれぞれ、このシステムに載せる補助金を持っている部局は全部ありますので、一個一個これだけでいいのかどうかということをやることがありまして、補助事業によっては、これだけでは情報として足りないということも言ってくる可能性がありますので、その場合に、この2項目以外のものというのが、追加する必要なものがあるのかどうか、そこはオプションなものなのか、共通的に求めなければいけないのかというのは整理する必要があると思っています。

○高橋部会長 適化法に言う財務情報と、政策目的で、それ以外に何か規模を見たいとか、いろいろあるのだと思うのですが、少なくとも適化法上はこれだということは、多分各省に言えると思います。各省は、いろいろ自分の政策目的で、これを知りたい、これをやりたいみたいなことはいろいろ言ってくると思いますが、少なくとも適化法上の財務情報は、これで行けるはずだということで押し通していただければ、あとは、比例原則の話で、政策目的で、そんな細かいものが要りますかという話は、また、別の話として、こちらでも折衝する事項だと思います。そういう形で、是非、作業していただければと思います。

そこは、是非、よろしく願いいたしたいと思っています。

ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐久間専門委員 今、2-1ですか。

○高橋部会長 はい、2-1です。

○佐久間専門委員 2-2ですけれども。

○高橋部会長 2-1は、これぐらいでよろしいですか。

では、2-2に行きたいと思っています。

2-2は、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

先ほど、御説明いただいた中で、2020年度から補助金システム活用について、消費者からの申請は見送るという御説明がありました。

具体的には、2ページに書いてある事業については、現状では一切ウェブ上で手続きするという道がないのでしょうか。これは完全に書面に書いて窓口を持っていく、もしくは

送るといふことしかないのでしょうか。

○野原会計課長 それぞれのシステムを持っていると思います。

○佐久間専門委員 そういうことですか。

○野原会計課長 その意味では、今あるシステムからこちら側のシステムへ移すということになるのですが、その場合に、それぞれの補助金は個人向けと事業者向けの両方の申請者がいますので、両方一括で扱えるシステムに、今、なっているのです。それをこっち側の補助金システム自体が事業者とのインターフェースなので、事業者部分だけ切り出して、こっちへ持ってこいという議論になるものですから、それが効率的かどうかというのは、消費者向けの補助金については、それぞれ個別に発生いたします。

一番問題になるのは、クリーンエネルギー自動車の補助金で、これは9割以上が、消費者からの申請なのですが、1割未満の事業者からの申請でも、1,000件オーダーで申請があるということからすると、潜在的に補助金システムのほうへ載せ得るとは思うのですが、ただ、残りの7万件の大半、9割の個人向けの、消費者からの申請の部分というのを、今、一括してシステムとして扱っているものですから、そっちは置いておいて、事業者の分の1,000件単位のものだけ、こちら側のシステムに移すという、ばらばらの2つのシステムで、同じ補助金を執行するというのが効率的かどうかと、そういう判断にもなってまいりますので、同じので扱ったほうが効率的だという議論もあり得ると思いますので、そこはまだ現時点では、結論が出ているわけではないということで、2020年度から載せるという前提ではちょっと検討ができないということでありまして、この問題をどうするか結論を出す必要があると思います。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

その場合は、個別システムを起こすときの電子申請は、ID/パスワードは共通化ですね。よろしいですか。

○中野情報プロジェクト室長 いや、そこは、そこで無理につなぐというよりは。

○高橋部会長 いや、つながなくてよくて、ID/パスワードは両方使えるようにしてくれという話です。

○野原会計課長 法人認証基盤のところを共通で使えるようにと。

○高橋部会長 いや、だから、ID/パスワードは法人認証基盤で発行しますね。それで、既存のシステムに同じように認証ができるようにシステムをいじくってくれという話です。つなげと言っていないですよ、さっきも言いましたけれども、大丈夫ですか。

○中野情報プロジェクト室長 そこは、多分、両方やり方があり得まして、この紙にも正確に書いていますが、今、補助金システムが個人向けの補助金はできないのは、補助金システム自体のつくりではなくて、まさに法人認証基盤との接続を前提としているからでありまして、これは、2021年度以降になると思いますが、個人の認証基盤、いわばマイナンバーカードと接続をするということもあり得ると思ひまして、すみません、おっしゃっているところの、もしかしたら時系列の問題なのかもしれないですけれども。

○高橋部会長 それは、でも、法人の部分は残るわけですね、1割のは。

○中野情報プロジェクト室長 そうですね。

○高橋部会長 その1割の法人についての本人認証は、ID/パスワードで共通化してくれという話をしている、それだけの話です。よろしいでしょうか。

○中野情報プロジェクト室長 そこは、今後の展開の中で考えさせていただきます。

○高橋部会長 何でできないのかわからないけれども。

○中野情報プロジェクト室長 何でできないかというのは、相手のシステムがどうなっているかわかりませんので、今、この場で確実にできますと申し上げられないということを言っています。

○高橋部会長 わかりました。では、御検討ください。

ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○八剣専門委員 今、議論がかみ合っていないような気がするので、少し補足をさせていただくと、多分、部会長がおっしゃっているのは、向こうのシステムもID/パスワードでやっている、それは、法人認証基盤とは違うID/パスワードでやっているのは理解していますが、ID/パスワードでやっているのであれば、しょせんID/パスワードでしょうと、そうしたら、法人認証基盤で発行しているID/パスワードを流用することはできませんかということをおっしゃっているのだと思います。それであれば、システムの改修も何も要りませんね。

○野原会計課長 それは、確認いたします。

○高橋部会長 では、是非、確認してください。よろしく申し上げます。

○中野情報プロジェクト室長 ID/パスワードは大事なもので、申し上げますけれども、同じID/パスワードと言っても、実際、確認の方法が違いましたり、情報の持ち方が違いますので、全く何もせずにつながるといえるものではございません。IDの連携は、それなりに難しい話ですので、そういう意味で、相手側が、今どうやっているかがわからないと、この場で直ちにできますとはお答えできないと。ただ、会計課長が申し上げていましたとおり、検討課題とさせていただきます。

○八剣専門委員 多分、ID/パスワードと言っても、ID/パスワードだけで認証されているのではなくて、例えば入り口において何らかのチェックがあって、それを通過しないとクリアーとは判定していないというようなことが、入っているのだとすると、単にID/パスワードを流用するだけではだめだとおっしゃっているのだと思うので、そういうことを検討していただくということだと思います。

○高橋部会長 わかりました。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○八剣専門委員 2-2の2ページ目の(3)なのですけれども、私が理解していないだけなのかもしれませんし、今日、御説明をいただいた方に質問するのが正しいのかどうか

わかりませんが、総合行政ネットワークというLG-WANという存在があると書かれていて、総合行政ネットワークという語感からすると、私、申し訳ないですが、余り中身がわかっていないので、的外れな質問かも知れませんが、行政システムを自動化するなり、IT化を推進するなり、そういったものを推進していくためのネットワークだろうと語感的には思えるのですけれども、ここに書かれている言葉尻だけを捉えると、総合行政ネットワークがあるから調整に時間を有し、何らかのシステムの自動化の阻害要因になっているというふうに見えるのですけれども、これは正しいですか。

○野原会計課長 今回の補助金システムがクラウドで、インターネット環境で操作をしなければいけないので、LG-WANのシステムが、インターネットではないということからすると、システム間の接続のところが調整しないといけないということ。

○八剣専門委員 この言葉は読めるので、わかるのですが。

○奥田参事官 説明の補足をさせていただきます。自治体のマイナンバーの情報連携の業務の関係で、三層構造でしっかりセキュリティーを確保すること、との通達が出されたと思います。その中で、業務系のもの、外部につながるもの、マイナンバー関係のものという形で、それぞれのシステムをしっかり分離することということになっていますので、この業務系のものであるLG-WANと、外部の接続は、なるべくしないようにという形になっています。したがって、外部に出ている補助金システムのクラウドのところと、業務系のもので接続というところは調整しなければいけないということになり、そういったところの調整が必要だということです。ネットワークについて、三層構造になっているところが問題かと思えます。

○八剣専門委員 今のお話だと、そもそもの大前提が、いろんなシステムの簡素化なり自動化をするのに阻害要因になっているように聞こえるのですけれども、これは正しいですか。

○奥田参事官 そこの三層分離というところでは調整が必要だと思われま。

○渡邊地域情報政策室課長補佐 総務省ですけれども、このたびの日本年金機構の情報流出事故を受けて、地方公共団体では、個人情報も多く抱えているものですから、個人情報を抱えている税であるとか、住基ネットであるとか、そういうことを基幹系と言いまして、これはインターネットに絶対つながらないというふうにしました。

あと、残りの2つ、LG-WAN、これは地方公共団体間の連絡などのシステムとして、全地方公共団体共有のものとしてシステムを整備しております。ここは業務系と言うのでしょうか、個人番号利用事務については、その業務系というところで行いまして、これもインターネットにつながらないようにさせていただいております。

それとは別に、通常のインターネット閲覧であるとか、通常のインターネットを見ながらの業務につきましては、インターネット系と3つに分けまして、そのようにセキュリティーを確保しようと、マイナンバー制度であるとか、個人番号をしっかり保護しようというのが三層分離でございますので、そのようなセキュリティーをさせていただいております。

す。

そして、重ねて申し上げれば、LG-WANが支障かというところでありますけれども、LG-WANは、今、地方公共団体情報システム機構というところが、地方共同法人である、その機構が管理してのものでありますけれども、例えば、LG-WAN、ASPサービスというのがございまして、そのようなインターネットとのインターフェース、接続を設けられるようなASPサービスもございしますので、そういったものも場合によっては御活用いただけるのかなと思っております。

○八剣専門委員 説明が、2つ混ざっているようなので、私の頭の中で整理ができないのですけれども、外部との接続があると、基本的に危険であると、これはよくわかります。

したがって、外部との接続をしないということなのであれば、独立したシステムとして運営されるということだと思うので、それはどうぞ御勝手にというか、ほかのシステムにつながらないので、最もセキュアだと思うのです。

ただ、後段で、アプリケーションが外につながっていくところもあるということは、つながるといふ余地も残っているというシステムだと、今、理解したのですが、ほかのシステムともつながってくる余地が少しでもあるのであれば、例えば、こういったところで、インターネット環境で業務を行う必要性が、ほかの省庁で出てくるということは当然予見しなければいけないわけで、こういうニーズが出てきたときに、LG-WANはむしろ待ってました、わかっていますと、そんなこともあると思っ、こういうシステム環境にしておりますというのが当然であって、そうでないと、総合行政ネットワークという名前からは、何かピンとこないのですけれども、これは正しいですか。

○渡邊地域情報政策室課長補佐 LG-WANサービス、先ほどASPサービスと申し上げましたが、基本的には住基ネットワークとかを使うような、個人番号利用事務とかで使うシステムでありますので、外とはつなぐように管理をさせていただいているところがございますけれども、例えば、そのようなLG-WAN、ASPサービスを使っても支障がないようなものだと確認をしたものからASPサービスを使うであるとか、そういった手続を踏ませていただいているということがございますので、支障になっているというのでしょうか。

○八剣専門委員 でも、その判断基準がLG-WAN側にあるということですね。これで安全かどうかということ、片一方で、こういったスタイルで補助金システムのことについては、LG-WANを利用したいというニーズがここにあるわけですがけれども、それは政府がやっている話なので、前に進めるべき話ではないですか。それに対して、LG-WAN側の認定を取るのが大変なので、次の工程に送るという決定になったというのは、私はちょっと理解ができないのですけれども。

○渡邊地域情報政策室課長補佐 正直申し上げれば、この点に関して、経済産業省のほうから御相談をいただけていないところでありましたので、もし、御相談があれば、そこはしっかりと御相談をさせていただきたいと思っております。

○高橋部会長 ASPサービスとおっしゃいましたか。

○渡邊地域情報政策室課長補佐 はい。

○高橋部会長 それに、今年度ちゃんと御検討いただけるということなのですか。

○渡邊地域情報政策室課長補佐 まだ、御相談をいただけていないところでありまして、御相談をいただければ、対応させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 わかりました。では、早急に相談をしていただきたいと思います。

○中野情報プロジェクト室長 ちょっと補足ですけれども、これからの相談であります、LG-WAN、ASPサービスを利用すると、システムの接続料も高くなるというところ、あと、先ほど説明がありましたが、自治体自体がやっている業務の件数がそんなに多くないというところで、費用対効果も見ながら、LG-WAN、ASPの接続が、ニーズと費用対効果と見ながら検討すべき課題だと思っております。

○高橋部会長 LG-WANは、そんなに利用料は高いのですか。

○渡邊地域情報政策室課長補佐 そこは業務の内容にも応じますので、一概には申し上げられませんが、いずれにしても相談というか、お話を聞かせていただきたいと思います。

○高橋部会長 わかりました。

私は、そこを聞きたかったのですが、間接補助金を自治体側が作業するのですね、この3は。

○小山経営支援課長 そこは、間接補助金を想定してる場合と、直接補助金を想定してる場合と両方あります。

○高橋部会長 この2条。

○小山経営支援課長 そうですね。直接補助金というか、県の公益財団法人、産業振興財団ですね、そういうところに結構業務を委託して、そちらのほうで交付しているという事業も、結構自治体さんは多いので、そういう事情であれば、中小企業庁の補助金と同じようなスキームでできる形になっておりますが、いろいろ自治体さんのほうで想定して御検討していただいている中には、直接的にやっているものも、今は含まれているということです。

○高橋部会長 自治体が直接補助しているものがあると。

○小山経営支援課長 はい、そうです。

○高橋部会長 それは、載れないということですか。

○小山経営支援課長 デモンストレーションには参加は可能ですので。

○高橋部会長 それは、この補助金システムの中で作業をするというのは、できないのですか、自治体が直接、そこに何か個別のスペースを設けて、自治体の職員が直接。

○小山経営支援課長 そこはインターネットに出られるようになれば。

○高橋部会長 いやいや、作業だけそこでやってしまって、LG-WANにつながなければいいのではないですか。

○小山経営支援課長 そういう自治体もあります。

○高橋部会長 個別の補助金システムの中に、データのところがあって、そこに自治体の

職員認証か何かで接近して、そこで作業をするというのだったら、それで行けるという話
はありますね。

○小山経営支援課長 そこも自治体によってまちまちなのです。数は多くないのですけれど
も。

○高橋部会長 まちまちって、別に自治体がオーケーと言え、職員証で職員認証できれ
ばいいのではないですか。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 補足させていただきますと、補助金申請システムの関
係でいろいろな自治体を回らせていただいてヒアリングをしている中だと、普段の業務
をLG-WANの環境の中で行っている自治体と、インターネット環境の中で行っている自治体
と2種類いるというような形になっております。

恐らく、多くの自治体は、そういったマイナンバーを扱う業務というのが多いので、LG-
WANの中の世界で業務をやっているというようなケースが多いのではないかと考えます。

そういった自治体ですと、結局、そこに業務関係のシステムを組んでいるような形にな
りますので、実際にインターネット環境で、例えば、補助金申請業務を扱うということが
難しいような状況になっていると。

○高橋部会長 それは、個人情報保護の観点から。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 そうですね。

○高橋部会長 それは、でも、例外規定を設けて、経産省のをを使うから、そこだけ外して
くれということを自治体をお願いするというのは難しいですか。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 そうですね、そこは業務の環境をどのように整理する
のかということかと。

○高橋部会長 国のシステムを使うのだから、別に問題はないですね。

○中野情報プロジェクト室長 個人情報だけではなくて、単にインターネット端末がほと
んどないとか、そういうことだと、限られた部署に1個しかないのも、その席まで行っ
てやらなければいけないとか、ふだんインターネット環境を使っていないので、この業務
のためだけにやるのかとか、そういうことも含めてです。

○高橋部会長 では、その辺も調整してください。

どうもありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

それから、2-3に行きたいと思います。

では、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

若干興味本位の質問になりますけれども、参加していないのは北海道と佐賀県かと思
うのですが、それはなぜ参加されていないのか。そもそも申請がないということで参加され
ていないのか。何かわかることがあれば教えていただければと思います。

○小山経営支援課長 声をかけたのだと思いますが、必要ないということで、お返事いた

だいたということですが。

○佐久間専門委員 それは申請がほとんどないということなのか、こういうシステム化に関心がないということなのか、そこに差があるかと思うのですが、その辺について何かわかる範囲で教えていただければと思います。

○小山経営支援課長 来なかった理由までは、聞けてはいないのですが、おっしゃるとおり、2つの要因があるかと思っております、そもそも都道府県の方で、中小企業向けの補助事業をやっていないか、あるいはそういうことをやっているとしても、電子化することに関心を持っていないかどっちかだと思いますが、大体どちらかは皆さん持っていらっしゃるのでは、これだけ関心をいただいているのかなと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 重要なのは、行政側の手続コストの低減ではなくて、事業者がということなので、北海道と佐賀の事業者の方が、皆さんシステム化は必要ないんだということであればいいのですが、そうではなくて行政側が判断しているとすれば、そこは問題だと思いますので、やはりその点は何らかの形で確認をした方がよろしいのではないかと思います。

○小山経営支援課長 わかりました。これは国がやっているの、自治体もやれというような指示が出せるようなものではなくて、先ほども言いましたけれども、団体としては別なので、そこが採用するかどうかということについて働きかけをすることかと思っております。現状システムがない中で、声かけをして、これだけの方が関心を持っていただいているということは、我々としては、皆さん、ちゃんと理解していただいた結果かなと思っております。

○高橋部会長 北海道は多分関心がなかったのではなくて、たまたま都合がつかなかったんじゃないですか。3月12日ですね。

○佐久間専門委員 これは、2回ともです。

○高橋部会長 でも、広がったのが3月12日だから、やはり少し抜けている部分がもう一回丁寧に声をかけていただいている方がいいと思っておりますけれども。

○小山経営支援課長 そこは総務省さんと相談して。

○高橋部会長 是非、北海道は、かなり熱心に行政手続コストの削減をやってもらっているんですね、事務局。だから関心がないはずがないので。

○小山経営支援課長 そこは正直、なぜだったのかというのは、私自身は理解をしていないので、確認をしていきたいと思っております。

○高橋部会長 では、佐賀も含めてお願いしたいと思っております。それは、私もお願いしようと思っていたということですが。

すみません、それから参加の費用は、どうなっているのでしょうか。仮にフィージビリティ・スタディーに参加して、本格参加した場合の参加費用ですが。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 フィージビリティ・スタディーの参加費用に関しま

しては、内閣官房のほうでFS調査の予算を取っておりまして、そちらのほうで、他省庁の補助金申請のFS調査とあわせてカバーするという形になっております。

○高橋部会長 その後、要するに、本格参加してくださいとお願いするときについて、どんな参加費用かなど、そこが結構重要だと思います。

○吉田情報プロジェクト室長補佐 本格参加になったときの補助金申請システムの費用負担の部分というのは、まさにきちんと整理しなければならない課題と認識しておりまして、今年度もその部分を検討していこうと考えております。

○奥田参事官 補足しますと、内閣官房の方で、今回のフィージビリティ調査については、IT室で予算要求させてもらって執行していくという形になっております。

今後の運用経費については、運用主体がどこになるかということも含めて、各省の分担もどうするのか、また、地方公共団体に入っていた場合に、その費用分担をどうするのかというのを、今年度しっかりと詰めていくという形で、来年度要求に向けてですので、夏までには、そこは詰めていきたいと思っております。

○高橋部会長 この会議は、お金の話は余りしないというのが礼儀だと、昨日の本会議でもあったのです。けれども、自治体にとっては、事業者負担の軽減ということでいろいろ考えるようにならないと、参加についてのインセンティブがわからないはずなのです。参加したのはいいのだけれども、高い金が取られたといたら、やめたとなるに決まっている話なので、その財政負担は、例えば、特別交付税措置をとってもらおうとか、すみません、これは総務省なので、それとか、国として予算を取ってもらおうとかしないと、これは増えないと思いますよ。そこは、推進する方向で、経産省もいろいろな形で、その部分を広げるというのであれば、お願いしたいと思うのですが、そこは、いかがでしょうか。IT室も含めて。

○奥田参事官 この補助金システムだけではなくて、いろんなシステムで地方に使っていただくというものが出てくるかと思えます。そのあたりの体制というか、どういった形で利用料金にするのか、補助金の形で回していくのかということところは、いろいろやり方があるかと思えますので、このシステムだけの問題ではないので、そこについては、総務省さんともいろいろと相談しながら、また、経産省さんとも相談しながら進めていきたいと思っております。

○高橋部会長 経産省にお願いしたいのです。まずは使ってもらおうというのが重要なので、まずは高い料金を取らない、使い勝手がよくなったという実感をしてもらって初めて応分の料金を取るという方向でお願いしたい。まずは、国としてシステムを組むので、まずはフリーでも載ってもらって、使い勝手がいいというのを実感してからお金の相談をしましょうというふうにならないと、地方は余りインセンティブがわからないと思います。国として、政策を立案する側として少しそこはお考えいただければと思うんですが、経済産業省、そこはいかがでしょう。

○中野情報プロジェクト室長 これからの議論でございますし、今後、国が整備して自治

体も一緒に使うというシステムが増えてくると思いますので、そのモデルになるものにしていきたいと思いますが、その中で、普通にアカウント数とか、件数で割ってしまうと、小規模なほど負担が大きくなるということはあると思いますので、傾斜をどうかけるかとか、まさに別の財源をどう手当するかなど、そこは多角的に検討していきたいと考えております。

○高橋部会長 それから、適化法上の補助金ではなくて、いろんな交付金とか、そういうのもお考えにならないのでしょうか、まずは、とりあえず、適化法の補助金だけでしょうか。

いかがでしょうか、お答えをお願いします。

○中野情報プロジェクト室長 基本的には、適化法上の補助金で、交付金と呼ばれるものの中にも、適化法が適用されるものもございまして、ある意味、同じ法律の体系でやっているものと、先ほどの財務諸表のルールなども、もとをたどれば同じ法律をやっているものというところで標準的なシステムが使いやすいと考えております。

○高橋部会長 独法が出しているお金のところもありますね、適化法上の適用がない補助金、お金もあると思うのですけれども、そういうものは載せないということでしょうか。

○中野情報プロジェクト室長 今の段階では、検討の対象には入っておりません。

ただ、正確に申し上げますと、自治体が行っている補助金というのは、補助金適正化法の対象ではありません。これは、自治体がそれぞれ補助金適正化法にならって条例などをつくってやっているということで、類似性が高いということで、同じシステムでいけるだろうということで議論をしておりますので、その同じやり方が、ある意味、根拠となっている法律は違っても、規制なりが類似しているものというのは載っていく可能性はあると考えています。

○高橋部会長 では、将来的には、御検討をいただくということで、どうもありがとうございました。

では、最後、いかがですか。

どうぞ。

○田中専門委員 ありがとうございます。

今の3ページのアフターの図を拝見させていただいて、基本的には、添付書類がなくなって、固有項目という形で記入していく形になると、先ほど2-1でも御説明をいただいたところなのですが、既に御検討されていると思うのですけれども、適化法施行令の3条2項では添付しなければならないと書いてあるものを添付しなくて済むようにするというのですから、これは3項で対応するという事なのか、それとも2項自体を改正するおつもりなのか、教えてください。

○今里政策企画委員 法律上は、変えるということではなくて、法律上の要請は、資産及び負債に関する事項が、何らかの形でちゃんと確認がとれていればいいというのが法律の要請ですので、先ほど申し上げたような、自己資本比率であるとか、財務の情報がとれれ

ば、この法律の要請は通るのではないかと考えておきまして、その解釈は、最終的に財務省に確認をしたいと考えております。

○田中専門委員 文言上は添付しなければならないと書いてあるのが少し気になったという趣旨です。

○今里政策企画委員 添付ということですか、添付という単語の問題ですか。

○田中専門委員 ええ、書類を添付しなければならないと規定されていますので、添付書類をなくす方向は大賛成なのですけれども、何らかの対応をしなければいけないのかなと考えて申し上げました。

○今里政策企画委員 財務省に法律の解釈は確認いたします。

○高橋部会長 では、是非よろしく申し上げます。

すみません、多少長引きまして、大変失礼いたしました。

それでは、時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。非常に先進的な取組をしていただいて大変感謝しております。引き続き、よろしくお願いいたします。

経済産業省、総務省の皆様、本日は、どうもありがとうございました。

(経済産業省・総務省 退室)

○高橋部会長 本日の議題は、以上でございますが、最後に、事務局から何かございますか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、また、後ほど事務局のほうから御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたしますが、委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がございますので、そのままお待ちください。

どうもありがとうございました。

(注記) 本部会は、当日の委員欠席により部会の定足数を満たさなかったが、議決事項がないため、予定通り、省庁からのヒアリングを行った。